

岡山市
協働の
まちづくり
条例 解説書

岡山市

はじめに

岡山市は、瀬戸内特有の温暖な気候に恵まれ、自然災害の少ない安全・安心な豊かなまちです。誰にとっても暮らしやすく、豊かで活力あるまちであり続けたいと思うのは、市民みんなの願いです。一方、岡山市はこれまで県内や中四国地方からの転入超過等で緩やかに人口が増加してきましたが、平成32年をピークに人口減少期に突入することが見込まれています。また、少子高齢化が進み、地域のコミュニティの維持が困難になり始めている地域もあります。

多様化する市民ニーズに対応し地域の社会課題を解決していくことは、行政だけで実現するものではなく、誰もが地域づくりの当事者となって、自ら考え、行動し、主体となり、大切なまちを守り育てていくことが必要です。そのためには、市民、市民活動団体、事業者、行政等は、互いの思いを受け止め、認め合い、ともに考え方行動することが大切です。

こうした状況を踏まえ、平成13年施行の「岡山市協働のまちづくり条例」を全面改正し、平成28年4月1日施行しました。特定公益活動の支援に特化していた旧条例を改め、多様な主体が協働し、地域の社会課題を解決することを促進し、持続可能で活力ある岡山市を築くことを目的に、基本理念と推進施策、推進体制を定め、全面的に改めたものです。

1. 旧条例の概要

平成13年に施行された旧条例は、市、市民、非営利公益活動団体が協働してまちづくりを進めることを基本理念とし、非営利公益活動の内、市のまちづくりの基本目標の実現に著しく寄与するものを特定非営利公益事業として指定し、市有施設の無償貸与など支援することができることを規定していました。条例施行から現在まで、22の事業指定を行い、現在15事業が継続していますが、平成18年以後、新たな指定はありません。

2. 条例改正の背景

岡山市には、安全・安心ネットワークが全学区・地域に組織され、岡山市所轄のNPO法人は300を超え、企業・事業者による社会貢献の取組がニュースに取り上げられる機会も増えるなど、旧条例制定時に比べると、市民活動が飛躍的に広がっています。一方、地域の社会課題が多様化し、行政だけでは対応できない状況のもと、NPO等が新しい公共の担い手として期待されています。

また、岡山市においては、平成26年に「ESDに関するユネスコ世界会議」を開催し、持続可能な社会づくりとそれを担う人づくりを広げていく機運が高まっています。

そして、平成24年に特定非営利活動促進法の改正を受け、岡山市がNPO法人の認証・認定事務の所轄庁となったことを契機に、「岡山市・NPO協働推進協議会」(NPOによる任意協議会組織)と「岡山市市民協働推進会議」(府内組織)を設置し、市民協働推進施策の検討を始めました。市民からも市職員からも協働の基本的な考え方の確立や、協働のルールづくりが必要との声が高まっていました。

条例改正及び岡山市の市民協働推進施策の経過

○平成24年度 協働推進施策を検討する機関を設置し、NPOと市職員の合同研修等が始まる。

- 4月 特定非営利活動促進法改正により、岡山市がNPO法人認証・認定の所轄庁となる。
7月 庁内の協働関係課で構成する「岡山市市民協働推進会議」及び同会議ワーキングチームを設置。
8月 NPO法人役員等で構成する「岡山市・NPO協働推進協議会」(以下「協議会」)発足。
8月・2月 NPOと市職員対象の合同研修会を協議会と協働で開催。
※以下、フォーラム等基本的な動きは市と協議会の協働で実施
11月 NPO法人向け研修会を開催し、NPO法人による「協働でこんなことができますリスト」を作成。

○平成25年度 市民協働推進モデル事業のパイロット実施、「協働Q&A」の作成など、協働推進施策の検討が進む。

- 11月～2月 NPOと市職員との協働で「協働Q&A」を発行。
11月～3月 市民協働推進モデル事業のパイロット事業として調査事業を実施。

○平成26年度 市民協働での条例見直しが始まる。

- 4月 「岡山市の協働推進に関する提案書」を協議会が市長に提出。
6月 「市民協働推進モデル事業」提案制度開始。
6月 「ESD市民活動推進センター」(現「ESD・市民協働推進センター」)を開設。
8月 市民協働フォーラム「岡山市の協働条例を考える」を開催。
行政とNPOの協働の課題を洗い出すワークショップを実施。
11月 市民協働フォーラム「岡山市の協働条例を考える」を開催。
地域での協働の課題を洗い出すワークショップを実施。
3月 地縁組織、大学、事業者、NPOへの「協働の課題に関するアンケート」を実施。

○平成27年 市民案から条例改正へ。

- 4月 市民協働フォーラム「岡山市の協働条例を考える」を開催。
これまでのワークショップとアンケートの結果を踏まえて「施策～計画～条例文案」を考えるワークショップを実施。
6月 「岡山市協働のまちづくり条例」見直し市民案を協議会が市長に提出。
7月 条例見直しについての市の基本的な考え方を示しパブリックコメントを募集。
8月 4回の協働条例を考えるフォーラムを開催
11月 市議会に改正条例案上程
12月 全会一致で可決・成立

○平成28年

- 2月 条例改正記念フォーラムを開催

平成28年4月1日改正「岡山市協働のまちづくり条例」施行

目的

第1条 この条例は、多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

趣旨

本条は、条例の目的は、「多様な主体が協働して地域の社会課題解決の取組を行うことで豊かで活力ある持続可能な地域社会をつくっていくこと」であることを明確にしたものです。

解説

少子高齢化、人口減少時代への突入、ライフスタイルの変化、地球温暖化など、社会が大きく変化するもとで、社会課題の解決は、行政だけでは限界があり、また、個人や一つの団体だけでは解決できないことがあります。これまで公共的なサービスは行政が担うものとの認識があつたかもしれません。あるいは逆に行政はあてにならないと地縁組織ががんばってきたかもしれません。しかし、その両者が、そしてもっとより多くの団体・個人が一緒に課題解決に取り組むことが求められています。地域に関わる様々な団体、個人がそれぞれ地域づくりの当事者として、持てる力と知恵を最大限生かして課題解決に取り組むことが必要です。そこで、本条例の目的を次の構成で規定しました。

- ① 誰かがつくれる地域でも、誰かが解決してくれる課題でもなく、多様な主体みんなが地域づくりの当事者として、それぞれの知恵や力を発揮することを呼び掛けています。

- ② その多様な主体が協働して、地域の社会課題解決に関する取組を行うことを呼び掛けています。

- ③ 以下の条項で、協働を行うための基本原則を定め、協働して課題解決の取組を推進するための市の施策を規定しています。

- ④ みんなで地域の社会課題の解決を進めることで、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現していくことができます。

★POINT 多様な主体の協働で、地域の社会課題解決を進めます。

定 義 「協働」「多様な主体」「地域の社会課題解決に関する取組」

- 第2条 この条例において「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。
- 2 この条例において「多様な主体」とは、住民自治組織(町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)その他の市民活動団体、事業者(営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。以下同じ。)、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。)等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。
- 3 この条例において「地域の社会課題解決に関する取組」とは、地域の社会課題を解決するための取組をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 宗教、政治又は営利を主たる目的とする活動
- (2) 暴力団(岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいい、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある活動

趣旨

本条は、本条例で用いる基本的な用語である、「協働」、「多様な主体」、「地域の社会課題解決に関する取組」の定義を明らかにしたものです。

解説

1. 「協働」とは？

協働とは、考え方や行動が違っても、それぞれの特性を生かしながら、共通の課題や目標を持って、それを達成するため、お互いの特性や違いを理解し尊重し、対等の立場で、それぞれが役割を持って取り組むことを言います。この条例で「共同」や「協同」ではなく「協働」を使っているのは、多様な主体がそれぞれに役割を持って主体的に取り組むことを目的としているからです。なお、協働の基本原則は第4条に改めて規定しています。

参考) 共同:複数のものが一緒にいることや、同等に関わることを言います。【例】「共同開発」
協同:力や心をあわせて一緒に事にあたること。【例】「協同組合」

2. 「多様な主体」とは？

本条例では地域づくりの当事者として、地域の社会課題解決に関する取組を行うすべての個人・団体と行政(市)を「多様な主体」と定義しています。あらゆる個人と団体が、課題解決のために協働し得る主体であり、地域にある社会課題を解決しようと主体的に向き合うことで地域づくりの当事者となり、協働の主体者となり得るということです。

多様な主体の例示として次のものを上げていますが、これらを含むすべての個人・団体であり、地域の社会課題を解決しようと取り組むものについては、例示以外のものも幅広く含まれます。

- ①住民自治組織：町内会や自治会などの自治組織、子ども会、老人クラブ、婦人会等原則として一定の範囲に居住する住民により組織される地縁団体。地縁団体は、地域内の会員を主な対象としており、互助的な活動を中心に活動しています。公益というより共益のための団体ですが、資源物の回収、災害時の相互救援など社会貢献性を持つ活動を行う点において、市民活動団体であるともいえます。
- ②市民活動団体：特定非営利活動法人(NPO法人)や、各種ボランティア団体など、居住範囲などの制限がなく、目的に賛同する市民等で構成される団体。営利を主たる目的とするものや、個人の趣味的な活動は含まれませんが、市民が自発的な立場から、結果的に社会貢献性を持つ活動を継続して行っている場合は、市民活動であると考えられます。
- ※①②については、公益的な活動を自発的に継続的に行う団体であり、いずれも「市民活動団体」といえるものですが、その違いを明らかにするために分けて例示をしています。本解説書においては、地縁組織を含めて市民活動団体とする場合があります。
- ③事業者：主として営利を目的とする事業を行う企業や商店主などで、個人、法人のいずれも含みます。
- ④ 学校：小中学校や高等学校・専修学校・大学などの学校
- ⑤ 市：普通地方公共団体としての岡山市のこと、市の区域内における市民サービス業務を行う行政機関としての市を意味するものです。

多様な主体の定義に市を含めていることは、本条例の特徴です。旧条例では、市は公益活动を支援することのみが役割として規定されていました。しかし、本条例では、支援するだけではなく、市は行政としての公平性や公共性・継続性などの特性のもと、課題解決の一翼を担う一員であると規定しました。

★POINT 「多様な主体」には「市」も含まれます。

3 「地域の社会課題解決に関する取組」とは？

本条例が協働の手法で推進する「地域の社会課題解決に関する取組」とは、地域にある社会的な課題を解決しようとする取組です。

「地域」とは居住学区・地区である場合もあれば、岡山市全体である場合もあります。

また「社会課題」とは、公益的・公共的な課題であり、個人の趣味や利益のための活動ではなく、不特定多数のものの利益の増進に寄与する課題であり、幅広く多くの人々が幸せに生きていくために解決することが必要な課題をいいます。

そして、次の活動は公益性・公共性の観点から除かれます。

(1) 宗教、政治又は営利を主たる目的とする活動は除外します。

- ① この条例でいう「宗教を主たる目的とする活動」は、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動」をいいます。
- ② この条例でいう「政治を主たる目的とする活動」は、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの」及び、「特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする」ものをいいます。つまり、特定の人や政党それ自体を対象とすることを目的とする活動は、この条例の「地域にある社会課題解決に関する取組」からは除かれることとなります。ただし、特定の候補者が参加する活動であっても、特定の人や政党それ自体を対象とすることを目的とする活動であるか否かについては、活動全体の中で客観的に判断することになります。
- ③ 「営利を主たる目的とする活動」では、収益を上げる活動すべてを除外するものではありませんが、全体的な均衡を見た中で営利を主たる目的とする活動かどうかが判断されます。

(2) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある活動

暴力団又は暴力団員の統制下にある活動については、公益を害する反社会的活動として除外します。

多様な主体の役割

第3条 多様な主体は、地域づくりの当事者であり、それぞれが地域の社会課題解決に取り組む主体であることの理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うよう努めるものとする。

趣旨

多様な主体が、地域づくりの当事者であり、相互理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うよう努める役割を担うことを規定しました。

解説

本条例においては、地域づくりの主体者は多様な主体みんなであると規定し、すべての個人・団体が地域づくりの当事者であることを認識し、その理解を深めることが必要であること、そして、協働して社会課題を解決する取組をみんなで担うこととしています。（多様な主体の定義は第2条で規定しています。）いずれもが地域の当事者としての自覚を深め責任をはたしていくことを呼び掛けています。

★POINT 「多様な主体」が地域づくりの当事者であり協働の主体です。

協働の原則

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) **相互理解の原則** 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) **目的共有の原則** 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) **対等の原則** 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) **自主性及び自立性尊重の原則** 互いに依存することなく、不适当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) **公開の原則** 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

趣旨

多様な主体が協働して地域の社会課題を解決する取組を行う場合の協働の原則を明確にしたもので
す。

解説

本条例は、多様な主体が協働して地域の社会課題解決に取り組むときの原則を規定しています。単体で行うよりも、協働することでより効果的に課題解決が図られる場合に協働という手法を選択することになりますが、次の原則は、協働してより良い効果を生み出していくために、協働する主体の力が存分に発揮されるために必要な原則です。協働しても特段の効果が望めない場合や、次の原則が確認できない場合には、むしろ協働の手法をとらないほうがよい場合もあります。事前の協議がどれだけ深まっているかが重要です。

- (1) **相互理解の原則**：異質なものが一緒に課題解決をしていくためには、まず相互理解が大切です。相互に、相手の立場や得意とする分野などを理解するとともに、相手との違いを認め合い、尊重することができてはじめて協働は成立します。また相互の理解の上に役割分担をすることで、より効果的な協働を生み出していく。
- (2) **目的共有の原則**：何のために協働をするのか、解決すべき課題が何で、それをどのように解決しようとしているのか、協働する目的を明確にし、共有することが必要です。目的が共有されなければそもそも協働は成り立ちません。
- (3) **対等の原則**：相互の役割分担は、相互理解の上で合意により決定します。実際の取組の過程においても、相互の発言や意思が対等に交わされ、対等に決定できる関係性を築く必要があります。
- (4) **自主性及び自立性尊重の原則**：協働する団体が依存しあっていたのでは効果的な事業になりません。相互の力が遺憾なく発揮されるためにも、依存しあう関係や、不必要的干渉を避け、それぞれが自

主的、自立的に力を発揮できる役割分担が必要です。協働して実施する事業について、すべての主体が自覚と責任をもって参画して実施することが必要です。

(5) **公開の原則**：上記の原則を担保するためにも、活動の公益性を担保していくためにも、相互の関係や協働の内容を公開し、透明性を確保しておくことが必要です。

★POINT 協働するための5つの原則を規定

市の役割

第5条 市は、第3条に規定する多様な主体としての役割を担うとともに、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進するための環境整備に努めるものとする。

趣旨

市は多様な主体として、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行う多様な主体の一員であるとともに、協働による地域の社会課題解決を促進するための環境整備に努める役割を持つことを規定しています。

解説

第2条に規定したとおり、市も多様な主体に含まれ、その特性を生かし、第3条に規定した地域の社会課題解決のために協働の一員となります。そして、協働の一員であるとともに、協働による課題解決が進むように環境整備を行うことを責務としています。協働推進施策については、第6条以後に規定しています。

協働推進施策① 多様な主体が出会いつながることを支援

第6条 市は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化を進めること。
- (2) 教育機関、行政機関等と連携し、地域の社会課題解決に関する取組を担う人材の育成に取り組むこと。
- (3) 協働の担い手となる団体の育成及びその取組の基盤強化を支援すること。
- (4) 地域の社会課題及び活用可能な地域の資源に関する情報を多様な主体が共有する機会を提供すること。

- (5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報を提供すること。
- (6) 多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場を提供すること。
- (7) 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組を表彰すること。
- (8) その他協働を推進するために必要があると認めること。

趣旨

多様な主体の協働により地域の社会課題解決の取組を促進するための市の施策を規定しました。

解説

市は、多様な主体の協働による地域の社会課題解決の取組を促進するために次の施策を行います。

(1) 地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化を進めます。

地域で社会課題解決のために、多様な主体が出会い、協働していくことを支援する拠点機能の強化を図ります。中学校区に1館を原則に設置されている社会教育施設である公民館がその役割を発揮できると考えています。公民館には社会教育の専門職員をはじめ、地域担当職員が配置されており、地域の人材育成、地域の機関や団体との連携を図ることなどにより、協働による課題解決の取組を支援することが可能だからです。多様な主体の協働をコーディネートできるよう職員の支援力の強化をはかっていきます。

(2) 教育機関、行政機関等と連携し、地域の社会課題解決に関する取組を担う人材の育成に取り組みます。

地域の社会課題解決に関する取組を担う地域リーダーの養成や、課題解決型の市民活動をつくり、広げるリーダーの養成が必要です。様々な関係機関と連携して人材の育成に取り組んでいきます。

(3) 協働の担い手となる団体の育成及びその取組の基盤強化を支援します。

協働の担い手となる団体の育成が必要です。その自主性・自立性を尊重し、継続的な活動を安定的に実施できるようにしていくために事務局等の基盤の確立が必要であり、その支援を行います。

(4) 地域の社会課題及び活用可能な地域の資源に関する情報を多様な主体が共有する機会を提供します。

地域にある社会課題を共有し、その解決のために一緒に議論し提案し解決の方法を見出していくための協議の場をつくります。また地域にある資源を活かしたまちづくり進めるために、活用できる資源の情報を共有することができる場を提供します。協働を推進するためには一方向の情報提供ではなく、情報を出し合い一緒に考える場の提供が大切です。地域の社会課題を多様な主体で共有し、その解決方法を探る課題解決ワークショップ等を開催していきます。また単に場を提供するだけではなく、市からの積極的な情報提供にも努めます。

(5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報を提供すること。

地域の社会課題解決に関する取組を継続的していくために、市民協働推進サイト等を活用し、活動を支援する情報を提供します。

(6) 多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場を提供すること。

多様な主体が出会い、相互理解を深めていくことができるよう学び合うことができる交流機会を提供します。

(7) 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組を表彰すること。

協働による地域の社会課題解決の取組について、優れた取組を表彰することで、活動を支援するとともに、活動を広げていく機会とします。多様な主体の活動に光があたり、協働の担い手を見出していく場となるよう努めます。

(8) その他協働を推進するために必要があると認めること。

協働推進施策② モデルとなる市との協働事業の指定

第7条 市長は、前条各号に規定する施策のほか、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定することができる。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、市長に申請をしなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による事業の指定を受けた者に対し、市が有する土地、施設等を無償で貸し付け、それらの使用料を減額又は免除する等の支援措置を講ずることができる。
- 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による支援措置は、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て行うものとする。
- 5 第1項の規定による指定を受けた者は、当該事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告とともに、支援が行われている間、毎年度その者の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。
- 6 市長は、第1項の規定による指定を受けた事業が同項のモデルとなる事業に適合しなくなったと認めるときは、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て同項の規定による指定及び第3項の規定による支援措置を取り消すことができる。

趣旨

多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、モデルとなる市との協働事業を指定し支援措置を講じじうることを規定しています。

解説

前条の協働推進施策に加え、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市と協働することでより効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定し、土地や建物の無償貸与、補助金の交付などの支援措置を講じじうることを規定しています。本条項の想定しているモデルとなる事業とは、現在、市民協働企画総務課で募集し指定している「市民協働推進モデル事業」及び、旧条例のもとで指定していた「特定非営利公益事業」を指します。その他の市との協働事業全般について、この条項が根拠となるものではありません。

そして、モデルとなる事業の指定を受けるための申請手続き、審査、報告義務、取消等について規定し

ています。手続きの詳細は規則に規定します。

なお、旧条例により特定非営利公益事業の指定を受けているものについては、本条項の指定を受けたものとみなす旨を「附則2」に規定しています。ただし、事業内容の変更・更新等がある時は、本条例の趣旨に照らして改めて事業指定の審査を経ることとなります。

コーディネート機関の設置

第8条 市は、多様な主体をつなぎ、協働を推進するため、コーディネート機関を設置するものとする。

2 コーディネート機関は、前2条に規定する施策に関連する事業を行うものとする。

趣旨

多様な主体をつなぎ協働を推進するコーディネート機関を設置することを規定しています。

解説

現在、市役所本庁舎内に設置している「ESD・市民協働推進センター」を、多様な主体をつなぎ、協働を推進するコーディネート機関として位置づけています。センターは、市への協働の提案の総合的な窓口として、多様な主体からの提案を市の関係部署に横断的につなぎ、協議の場を設けるとともに、協働により解決する取組していくことを支援します。また、課題解決のための協働の担い手を見つける支援を行うとともに、市が行う協働推進施策に関連する事業を行い、協働を促進します。

市の施策の見直し

第9条 市は、あらゆる施策の立案の際には、多様な主体による協働の実行可能性についての検討に努め、多様な主体による協働の実行後は、その効果の検証に努めるものとする。

趣旨

市の施策を協働の視点で見直すことを規定しています。

解説

市は、あらゆる施策を立案するにあたって、多様な主体による協働で実行することができるかどうかを検討するように努めることとしています。多様な主体からの協働の提案を受けるだけでなく、市の施策を積極的に協働の視点で見直していくこととしたものです。協働で実施することでより良い解決となる場合において協働での実施を検討するものであり、新たな施策の立案においてだけでなく、現行施策についても

協働の視点での見直しに努めます。また、協働での実施が実現した場合は、その効果を協働した多様な主体で検証することが大切です。

市に対する提案制度

第10条 多様な主体(市を除く。)は、市に対して地域の社会課題を解決するための提案等をすることができる。

2 市は、前項の提案等を受け、第8条に規定するコーディネート機関と連携しながら多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組へつなげることに努めるものとする。

趣旨

市に対する協働の提案ができるとを規定しています。

解説

多様な主体は、市に対して、地域の社会課題を解決するための協働の提案をすることができます。市は提案された協働による地域の社会課題解決に関する取組について、「ESD・市民協働推進センター」と連携し、協働の取組としての実行に努めます。提案する側にも受け止める側にも協働の視点と協働の原則への理解が必要です。

市の協働推進体制　市民協働推進本部と協働推進員

第11条 市は、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するため、関係部局による市民協働推進本部を設置するとともに、関係各課等に協働推進員を配置するものとする。

趣旨

市の協働推進体制を規定したものです。

解説

市は協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するために協働関係部署の所属長で組織する「市民協働推進本部」を設置します。各部署において協働施策の点検や実施を進めるとともに、この推進本部が市全体の協働施策の推進の牽引力となります。

また、協働関係部署には協働推進員を配置します。多様な主体からの協働の提案を受け止め、協働に

による地域の社会課題解決のための施策の実施を検討します。また地域の社会課題解決の取組を進めるための情報提供に努めます。

協働フォーラム

第12条 市は、協働による地域の社会課題解決に関する取組及びそれを促進するための環境整備について多様な主体が議論を行う場として、協働フォーラム等を開催するものとする。

解説

協働推進のための施策については協働推進委員会で調査・審議を行いますが、より幅広い多様な主体の意見が反映されるよう、協働フォーラムを開催することを規定しました。

啓発

第13条 市は、この条例及びそれに伴う施策についての啓発に努めるものとする。

解説

本条例が浸透し、定着し、活用されるよう、市は条例とそれに伴う施策の啓発を行うことを規定しました。

協働推進計画

第14条 市は、多様な主体による協働を推進するために、推進計画を策定するものとする。

2 市は、推進計画の定期的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

解説

市は本条例に規定した協働推進施策をはじめ、多様な主体による協働を推進していくために、「推進計画」を策定します。策定にあたっては、協働推進委員会での審議を行い、多様な主体の意見が反映されるよう努めるとともに、市の各課での主体的な施策の推進が図られるよう市民協働推進本部・協働推進員での協議・検討を行います。

また、推進計画には、取組や目標などを盛り込み、協働推進委員会等での評価を定期的に行い、評価の結果は公表することとします。

協働推進委員会の設置

**第15条 多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進について調査審議するため、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市協働推進委員会
(以下「委員会」という。)を設置する。**

解説

多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するため調査・審議する協働推進委員会を設置します。協働推進委員会は地方自治法第138条第3項の規定に基づく市長の諮問機関です。

協働推進委員会の所掌事務

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第14条に規定する推進計画の策定及び実施状況の評価に関すること。
- (2) 第6条第7号の規定による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰に関すること。
- (3) 第7条第1項の規定によるモデルとなる事業の指定及び同条第3項の規定による支援措置に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

解説

市長の諮問機関である協働推進委員会では、協働推進計画の策定及び実施状況の評価を行うとともに、優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰の審査や、モデルとなる事業の指定及び支援措置に関する審査等を行います。

協働推進委員会の組織と運営

第17条 委員会は、委員20人以内で組織する。

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織に属する者
- (2) NPO法人その他の市民活動団体に属する者

- (3) 事業者
 - (4) 学校関係者
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、会議に關係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

解説

協働推進委員会は多様な主体の意見が協働推進計画等に反映されるよう、多様な主体から委員を選出します。また委員の公募も行います。その組織と運営を規定したものです。

その他

第21条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条第1項の規定により指定されている事業は、改正後の第7条第1項の規定により指定された事業とみなす。

解説

条例の執行に必要なことは別途規則で定めることとしています。

本条例は平成28年4月1日から施行されます。

また、旧条例での特定非営利活動事業の指定については新条例に継続することとしています。